融資あっせん制度

世田谷区中小企業融資あっせん制度一覧

	融資名	限度額	信用保証	名目利率	利用者負担利率	区負担利率	返済期間	追加要件	使いみち	その他
1	小口零細資金	2,000 万円	必要 ※ 2	1.7%	0.3%	1.4%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇従業員数が製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)は 20 人以下、 卸売・小売・サービス業(娯楽業・宿泊業を除く)は 5 人以下であること ◇既に信用保証協会からの保証付融資を受けている方は、その融資残高と今回申し込む融資 額の合計が 2,000 万円以下であること		【従業員数について】 1 頁 (※1)参照 【必要書類】 7~9 頁参照
2	事業資金	2,000 万円	必要な 場合有	1.9%	1.9%	なし	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇特になし	運転 設備	(創業支援資金は12頁 参照)
3	景気対策緊急資金	2,000 万円	必要な 場合有	1.9%	0.4%	1.5%	7 年以内 (据置 12 か月以内を含む)	◇同一事業を引き続き3年以上営んでいること ◇最近3か月間または1年間の売上高または売上総利益が前年または2年前ないし3年前の同期に比べて3%以上減少していること ◇経営活力改善資金(令和4年3月受付分にて終了)の融資残高との合計が2000万円以内であること		【返済方法】 ◇据置期間経過後から毎月元金均等返済または一括返済 ◇創業支援資金は据置期間経過後毎月元金均等
4	事業転換多角化資金	5,000 万円	必要な 場合有	2.0%	0.5%	1.5%	運転資金を含む場合 9 年以内 設備資金のみの場合 10 年以内 (いずれも据置 6 か月以内を含む)	◇現在の事業の一部を縮小または全部を廃止し、新たな事業を実施すること、または現在の事業を継続しながら、新たな事業を実施すること ◇面談予約が必要です	運転 設備	返済 【信用保証料】 信用保証料は自己負担 ※ 2
5	経営改善借換資金	4,000 万円 (うち追加は 2,000 万円以内)	必要な 場合有	1.9%	1.9%	なし	7年以内 (据置なし)	◇区の制度融資を利用し、元金の返済が 12 か月以上継続していること ◇本制度の利用により月々の返済が軽減されること ◇一本化できるのは区の制度を利用し、同一金融機関から融資を受けたものであること ◇本制度利用して借換したものを再借換することは不可	借換 (追加で運転 ・設備可)	↑ 2 小口零細資金及び創業支 援資金は、東京都保証料 補助(1/2)制度が適用 される場合あり ※3
6	省エネルギー対策資金	2,000 万円	必要な 場合有	1.9%	0.2%	1.7%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇世田谷区環境政策部 環境・エネルギー施策推進課の指定する省エネルギー機器等(※ 1) を購入・設置(両方・片方いずれも可)する事業者であること	設備	区が全額補助 (1,000円 未満端数切捨て) 保証協 会に信用保証料支払い
7	創業支援資金	2,000 万円	必要 ※ 2	1.7%	0.2%	1.5%	7年以内 (据置 12 か月以内を含む)	◇ 11 ~ 13 頁参照		後、別途区へ申請の必要 あり 【連帯保証人】
8	商工業団体経営高度化資金	1 億円	必要な 場合有	2.0%	0.9%	1.1%	運転資金を含む場合 9年以内 設備資金のみの場合 10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇商店街振興組合・協同組合等の運営や事業のための資金であること		(法人) 原則代表者個人 (個人) 原則不要 信用保証協会・金融機関 等の審査により追加で必 要な場合あり
9	緊急特別融資	300 万円	必要な 場合有	1.8%	0.1%	1.7%	1年6か月以内 (据置6か月以内を含む)	◇年末・年度末に必要となる運転資金であること ◇受付期間 第1期11月1日~11月末日 第2期2月1日~2月末日 ◇いずれかの期間中に1回限りの申し込みであること	運転	必要な場合あり 【適用金利】 ◇固定金利
10	新型コロナウイルス感染症 対策緊急融資	500 万円 (創業 3 か月以上 1 年未満の事業者 は 300 万円)	必要な 場合有 ※ 3	1.6%	0%	1.6%	5年以内 (据置6か月以内を含む)	◇経営安定関連(セーフティネット)保証第4号、第5号いずれかの認定を受けていること (17頁〜18頁参照) ◇創業3か月以上1年未満の事業者は特例があります ◇現在ご利用の方は、融資限度額の残高分のみ利用可(借換は不可)	運転設備	◇利率は融資実行時点の 利率を適用 【貸付形式】 証書貸付

- (※1)◇太陽光発電設備(一財)電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証(JETPVm 認証)(https://www.jet.or.jp/)
 - ◇太陽熱利用システム(一財)ベターリビングによる BL-bs 太陽熱利用システム認定(https://www.cbl.or.jp/) ◇蓄電池(一財)電気安全環境研究所による S-JET 認証(https://www.jet.or.jp)

 - ◇エコカー(EV 車・ハイブリッド車・LPG 車・CNG 車・FCV 車) 九都県市あおぞらネットワーク(https://www.9taiki.jp/)の指定低公害車(名称・型式が一致し、指定解除日以前のもので EV 車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)
- ※実行日時点での利率 (区負担、利用者負担) となる (P.6 [適用金利] 参照)
- ●世田谷区の融資あっせん制度では、次の制度も設けています。詳細は、お問い合わせください。

融資名	対 象			
①施設設備近代化資金	中小企業の経営の近代化または合理化のための設備資金			
②災害応急資金	自然災害により損失を受けた事業者 (被害を受けた日から 2 か月以内に申請すること)			
③小規模企業者景気対策緊急資金(倒産防止特別融資)	不況により事業継続に多大な影響を受けている小規模事業者 (審議会で審議のうえ、あっせんの可否を決定します)			

●政府系金融機関の融資制度をご利用の方は、次の利子補助制度を設けています。

融資名	対 象					
小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	日本政策金融公庫から当融資を受けた区内小規模事業者					
新事業育成貸付	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫から新事業育成資金の融 資を受けた区内中小企業者					
準工業地域保全資金	日本政策金融公庫から融資を受けて準工業地域内に事業用施設のが めの土地を購入した区内中小企業者					
公衆浴場改善資金	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫または東浴信用組合から融資を受け、東京都の公衆浴場施設整備資金利子補助制度を受けている 区内公衆浴場経営者					